平成２９年（フ）第１６６７号
大阪市東住吉区公園南矢田１丁目22番14―308号
債務者　桑山　竜次
1　決定年月日時　平成29年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月１日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２２７１号
大阪府豊中市春日町２丁目１番17号
債務者　林田　寛士
1　決定年月日時　平成29年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２３８３号
大阪府箕面市如意谷４丁目６番２―404号
債務者　片岡　　優
1　決定年月日時　平成29年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５１号
栃木県栃木市今泉町１丁目19番44号
債務者　石川　雅一
1　決定年月日時　平成29年６月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月22日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２９年（フ）第２１１号
岡山市中区平井５丁目３番11号
債務者　山本　　彰
1　決定年月日時　平成29年６月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月６日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２３７号
岡山市中区東山１丁目３番78号ヴァンテアン東山305号、旧住所岡山市北区富田町１丁目２番26号
債務者　木下　美穂
1　決定年月日時　平成29年６月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月６日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２８年（フ）第３５７号
愛知県春日井市藤山台７丁目11番地２
破産者　西尾　鴻一
1　決定年月日　平成29年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４５９号
福岡県宗像市野坂191番地１
破産者　株式会社スマイルプレス
1　決定年月日　平成29年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１３４号
鹿児島県鹿児島市紫原３丁目３番９号
破産者　田子山ハツエ
1　決定年月日　平成29年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第４０４号
福岡県筑紫郡那珂川町中原４丁目46番地７
破産者　株式会社ネクストミタ
1　決定年月日　平成29年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第３５６号
沖縄県那覇市首里石嶺町２丁目217番地の７
破産者　株式会社オリフプラン
1　決定年月日　平成29年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第１９５号
埼玉県三郷市戸ケ崎１丁目198番地６
破産者　有限会社好友社
1　決定年月日　平成29年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第１１２号
広島県福山市御門町３丁目３番３―403号
破産者　小林順一郎
1　決定年月日　平成29年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第３２３号
群馬県前橋市野中町322番地の６
破産者　有限会社オクト
1　決定年月日　平成29年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第３４７号
兵庫県姫路市仁豊野609―１
破産者　株式会社ふぁみりー住宅
1　決定年月日　平成29年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２８年（フ）第１５９８号
福岡市東区和白東５丁目12番１号、前住所福岡県糟屋郡須恵町大字須恵835番地５　コモドヒル須恵中央駅前504号
破産者　小池　　亨
1　決定年月日　平成29年６月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１８７号
福岡市西区野方４丁目37番７号
破産者　小林　秀夫
1　決定年月日　平成29年６月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第７２号
茨城県守谷市本町241番地の２　パストラルハイツ201、前住所茨城県守谷市久保ケ丘２丁目５番地２
破産者　筑肱　恒男
1　決定年月日　平成29年６月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係